

70歳以上の高齢受給者の外来療養にかかる 年間の高額療養費の支給等の取扱いについて

平成29年8月1日施行の「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第213号）」における地方公務員等共済組合法施行令の一部改正により、70歳以上の高齢受給者の外来療養にかかる年間の高額療養費制度が創設され、この度、当該制度に関する申請方法を下記のとおり取扱うことといたしましたのでお知らせいたします。



1 制度の概要

基準日時点（毎年7月31日）の所得区分が「一般」または「低所得」である70歳以上の組合員および被扶養者が計算期間（毎年8月1日～翌年7月31日）のうち、外来診療にかかる自己負担額が14万4千円を超えたときは、その超えた額を年間の高額療養費として支給します。

2 申請方法

医療機関等からの診療報酬明細書（レセプト）に基づき計算し給付しますので、原則として共済組合への申請は不要です。ただし、計算期間（毎年8月1日～翌年7月31日）に医療保険者が変更となった場合は、以下の手続きが必要です。

(1) 基準日時点で本組合の組合員である場合

外来年間合算を本組合で支給するために、下記の書類を提出してください。

- ① 高額療養費（外来年間合算）支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書
※申請書は共済組合のホームページの「各種申請書ダウンロード」からダウンロードできます。
- ② 他の医療保険者が発行した自己負担額証明書

(2) 基準日時点で本組合の組合員でない場合

上記(1)の①の申請書を共済組合に提出することで「高額療養費（外来年間合算）自己負担額証明書」を交付しますので、基準日時点で加入している医療保険者へ請求手続きをお願いします。

お問い合わせ先 保険課 ☎048-822-3306